

入管施設収容中の外国人の相次ぐ死亡に関する会長声明

- 1 東日本入国管理センターは、①平成26年3月28日午後7時50分ころ、30歳代のイラン人男性の被収容者が、食事中に食物を喉に詰まらせ、意識不明になったため、救急車の出動を要請したが、同男性が翌29日に病院にて死亡した、②平成26年3月30日午前7時ころ、40歳代のカメルーン人男性の被収容者が呼びかけに応じず、意識及び呼吸がない様子であったことから、救急車の出動を要請したが、同男性が同日中に病院にて死亡した、と発表した。

これら2件の死亡事件（以下「本件死亡事件」という。）は、東京新聞平成26年4月6日朝刊をはじめ、新聞各紙等でも報道されており、国内外から、2名の被収容者が連日亡くなったことが異常事態であると認識され、強い関心の目が向けられている。

- 2 東日本入国管理センターでは、現在、約300人もの外国人が収容されており、その収容期間は時に1年以上、長い者では2年を超えていることもある。

閉鎖的空間での収容生活は、被収容者の心身に多大なる負担を強いるものであることから、収容施設は、当然に、被収容者の生命身体（精神状態も含む）に対して適正な安全配慮を行う責務を負う。

被収容者処遇規則30条1項は、「所長等は、被収容者がり病し、又は負傷したときは、医師の診療を受けさせ、病状により適当な措置を講じなければならない」と規定しており、入国者収容所長は、被収容者に適正な医師の診察を受けさせ、被収容者の心身の健康を保たせる法的責務を負うものである。

同センターでは、これまでも、被収容者の自殺や、処遇改善を求める被収容者による大規模なハンガーストライキなどが発生しており、収容環境および処遇について問題点が指摘されてきた。

とりわけ、同センターにおける医療体制は、繰り返し問題点を指摘されており、法務省入国者収容所等視察委員会も、平成25年4月30日に、「診療の申出から診療を受けるまでの期間を短縮し、迅速な診療ができるよう改善願いたい。」、「被収容者と医師等との間のコミュニケーションの改善を図るために、多言語での医療問診の支援が可能な翻訳システムの導入などを検討し、被収容者の申出に対応できるように努められたい。」、「常勤医師を確保するように努めるとともに、多様な診療に対応できるように地域の医療機関との緊密な連携をいっそう深めるべく引き続き検討し、改善願いたい。」などといった意見を述べている。

- 3 現在、同センターには常勤の医師はいない。平日の午後1時から午後5時まで非常勤医が診察を行っているのみである。

被収容者の生命身体の安全について、一刻を争う緊急事態が発生した場合、医師が、医学的な専門的知見をもって対応しなければならないことは当然である。

300人もの外国人が収容されている施設において、限られた診療時間、限られた診療科では、被収容者の重篤な病態を看過しかねない。

そもそも外国人に対する生命身体の安全配慮を適正に行うことは、日本国の文化レベルを示す指標ともなるというべきであり、入国管理センターは、世界に恥じない施設であるべきである。

二度と本件事件のような悲劇を起こさないために、まずは、本件死亡事件が発生した背景、2名の方が亡くなった経緯について、原因解明を行うことが必要不可欠である。

それに加えて、これまで繰り返し問題点が指摘されているとおり、早急に同センターの医療体制を抜本的に見直し、改善する必要がある。

- 4 そこで、当会では、法務省入国管理局及び東日本入国管理センターに対し、本件死亡事件について、その真相を究明すべく、第三者による調査委員会を設置した上で、詳細な調査を求め、その結果の公表を求める。

また、少なくとも東日本入国管理センターに24時間体制で常勤医師を配置するよう求めるとともに、本件事故のような悲劇が二度と起こらないよう、医療体制を抜本的に見直すことを強く求める。

平成26年4月24日

茨城県弁護士会
会長 後藤直樹